2022年4月1日～
個人情報完全義務化

「私の情報を返して！」「漏えいを隠してませんか？」
・・・と責められないために直ちに実践するべきこと

2020年12月12日より
厳罰化！法定刑の引き上げ！

事業所・法人の罰金刑	（抜粋）
個人情報保護委員会からの命令への違反	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	50万円以下

従業員 ・ 法人の代表者 ・ 管理人も罰金・懲役刑となります。

うっかりミス➡△処罰の対象でない場合も　不作為・怠慢➡✕処罰

事業所における「対策」＆「教育」の実態が問われる！

改正8項目 ➡ 重要4項目

- ① 不適正な方法による利用禁止
- ② 漏えい等発生時の報告と本人への通知の義務化
- ③ オプトアウトによる第三者提供の規制追加
- ④ 提供先で個人データとなる個人関連情報の規制
- ⑤ 仮名加工情報の創設
- ⑥ 本人からの開示請求等の範囲の拡大
- ⑦ 罰則の強化
- ⑧ 法の域外適用・越境移転

＊各テーマごとに、顧客対応用のテンプレート・管理表を作成！

情報管理の厳格運用！

顧客からの要請に対する対応義務

① 利用状況の開示請求
⑥ 利用停止の要請

＊各取扱の担当者を明記してください

預り日	書類	保管場所	共有	提供	廃棄日	廃棄方法

至急準備！

顧客対応書類
- 「開示請求申込書」
- 「利用停止依頼書」

データも“在庫”
- 「情報管理表」

通知＆報告の完全義務化！

必ず、
1人でも個人情報を漏えい事象があれば
② 漏えい事故の本人通知

加えて、
1000人以上の個人情報漏えい事象は
② 個人情報保護委員会へ報告

【注意】差別・不利益となる情報は1人でも報告の義務があります。

○○○○様

個人情報漏えいに関するお知らせ

（住所）
（会社名）

【記載内容のポイント】
- ・漏えいの詳細状況
- ・現況と今後の対応状況
- ・相談連絡窓口
- ・謝罪

状況に応じて速やかに

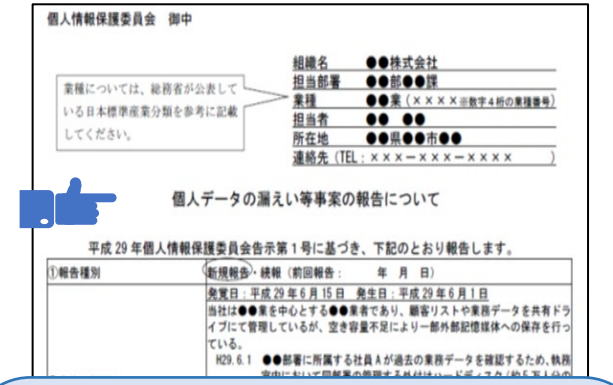
個人情報保護委員会　御中

業種については、総務省が公表している日本標準産業分類を参考に記載してください。

組織名　●●株式会社
担当部署　●●部●●課
業種　●●業（××××※数字4桁の業種番号）
担当者　●●　●●
所在地　●●県●●市●●
連絡先（TEL：×××－××××－××××　）

個人データの漏えい等事案の報告について

平成29年個人情報保護委員会告示第1号に基づき、下記のとおり報告します。

①報告種別　新規報告・続報（前回報告：　年　月　日）

発覚日：平成29年6月15日　発生日：平成29年6月1日
当社は●●業を中心とする●●業者であり、顧客リストや業務データを共有ドライブにて管理しているが、空き容量不足により一部外部記憶媒体への保存を行っている。
H29.6.1　●●部署に所属する社員Aが過去の業務データを確認するため、執務

速報：知った時から「速やかに」（3～5日以内）
確報：知った日から30日（場合により60日）以内

一般社団法人 日本個人情報安全協会　〒104-0031 東京都中央区京橋 1-1-5 セントラルビル 2F TEL：03-3518-9941

各分野における対策状況

対応済みにチェック ✓

未対応な項目は？

社内規則　業務管理
組織的安全管理

社内マニュアル
手順書・業務フロー策定

社内規則
社内規則策定

重要書類管理
管理・取扱ルール

管理担当者
選任

保護方針
プライバシーポリシー

違反防止
業務外利用・不正持出し

従業員教育
人的安全管理

訓練
事故対応訓練・テスト

教育
社内注意喚起

周知
必要事項理解

個人スマホ利用
利用制限　注意喚起

守秘義務契約
従業員 同意書＆契約書

委託先管理
非開示契約書

個人情報保護のために

メール受信
不審なメール
不審な添付ファイル
不審なリンク URL

メール送信
アドレス宛先間違い
BCC 利用
返信・転送間違い
添付ファイルパスワード
個人情報メール本文記述

建物管理
盗難防止・入退室管理

保管庫管理
施錠管理・履歴管理

取扱区域制限
データ管理区域限定

セキュリティ対策
ソフト導入・アップデート

通信環境整備
VPN 接続

ウィルス入口対策
UTM

システム対策
自社サーバー対応

ウィルス出口対策
DDH

電子媒体管理
持ち運び安全確保

データ廃棄
消去・デバイス廃棄

スマホ　パソコン
技術的安全管理

建物　保管
物理的安全管理

＊業種あるいは個別企業においては、それぞれの各項目対応の必要性と可能性が異なります。
個別ケースにおける対応の必要な項目とレベルの詳細については専門家にご相談下さい。

直ぐに出来る！　やるべき行動　このふたつ！

法律のポイントをクリア！

守ろう！　4つの分野　➡　12のポイント

規則による安全行動

① 事業所の基本方針を決める
　基本方針とは何ですか？　➡　個人情報は何か？どう守るか？その方針を示す！
　個人情報の取扱手順や事業所における規則を決める
② 個人情報の管理責任者を決める
③ 管理責任者による定期的な点検
④ 漏えい事故に対する備え

人による安全行動

⑤ 同意書・誓約書・就業規則整備
⑥ 安全教育

建物＆デバイスの安全行動

⑦ 施錠などの安全保管
⑧ 個人情報の取扱従業員＆取扱区域を決める
⑨ 個人情報持ち出しの安全対策
⑩ 削除・廃棄の安全対策

パソコン＆スマホの安全行動

⑪ メール送受信の取り決め
⑫ セキュリティシステム＆ソフトの導入

改正個人情報保護法　(2017 年・2020 年)
個人情報保護委員会が公開している個人情報保護法ガイドライン
「中小企業向けの施策の抜粋」からの要約
※「中小規模事業者」とは、従業員の数が 100 人以下の個人情報取扱事業者

「安全ドリル」を完成させて
法律遵守事業所に！

みんなで取り組み
相乗効果！

PDCA により進化！

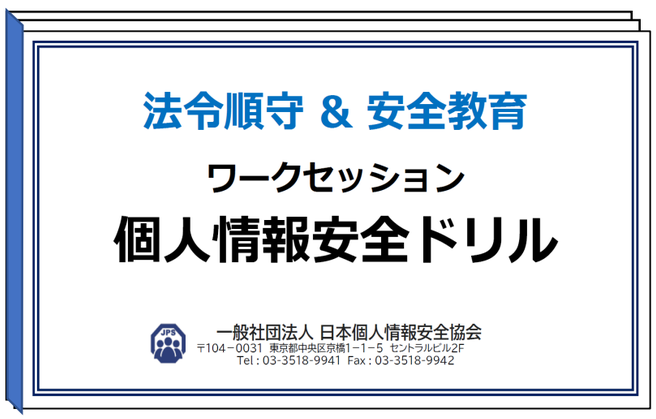

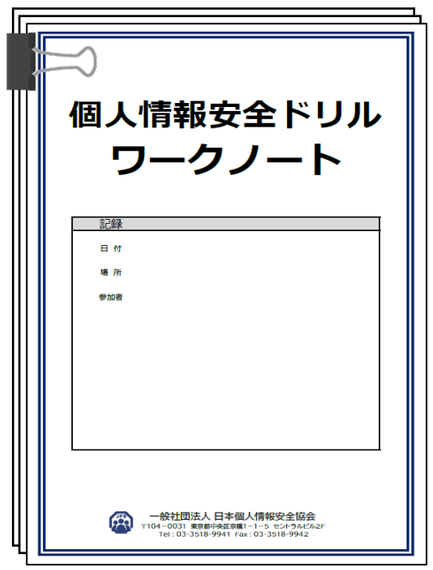

漏えい事故を防ぐ、安全教育！

漏えい事故の9割以上が人間のポカミス！

継続的な安全教育

なぜ個人情報は大切にしなければならないのですか？
　情報は事業の資産であり、個人情報は本人からの預かりもの
　安全に取り扱うことには社会的・法的に責任がある
　自分を大切にしてもらいたければ、他人の情報も大切に出来ることが大人のマナー

どのように教育＆啓蒙したらよいのですか？
　行動につながること
　目につくこと
　継続すること

個人情報を守ることは
人を守る
働く環境を守ること

環境により人の行動は変わる！

一般社団法人 日本個人情報安全協会
〒104-0031 東京都中央区京橋 1-1-5 セントラルビル 2F
Tel：03-3518-9941